

令和2年度決算に係る

定期監査資料

令和3年3月

いじめ・不登校総合対策センター

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	
	(1) 指摘事項	1
	(2) 監査意見	1
	(3) 決算審査意見	1
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	2
5	主な事業に関する調べ	3
6	決算資料(総括表)	11
7	事業別実施状況調べ	11
8	予備費の充用調べ	11
9	繰越関係調べ	11
10	収入証紙取扱調べ	11
11	現金の取扱状況調べ	11
	(1) 現金取扱状況	11
	(2) つり銭の状況	11
12	財産に関する調べ	
	(1) 公有財産	12
	(2) 金券類の保有状況	13
	(3) 基金	13
	(4) 債権	13
13	財産の貸付け及び使用許可調べ	
	(1) 土地及び建物	13
	(2) 物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)	13
14	借受不動産明細調べ	13
15	職員駐車場の管理状況調べ	13
16	寄附物件の受納状況調べ	13
17	備品の処分状況調べ	13
18	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(1) 亡失、損傷の報告状況	13
	(2) 物品確認の実施状況	13
19	貸付金等状況調べ	13
20	いじめについての連携・支援の流れ	14
21	県内のいじめの認知件数	14
22	いじめの解消状況	14
23	当センターへのいじめの相談の対応	14
24	不登校についての連携・支援の流れ	15
25	不登校児童生徒数	15
26	不登校児童生徒の変容状況	15
27	当センターへの不登校相談の対応	15
28	ハートフルスペースの利用状況	16
29	教育相談	17
○	意見、要望等	17

1 前年度指摘事項等に対する措置等

- (1) 指摘事項 該当なし
- (2) 監査意見 該当なし
- (3) 決算審査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況

指摘事項	措置でん末
<p>いじめ防止対策推進事業について(口頭指摘)</p> <p>鳥取県内におけるいじめ認知件数は、年々増加し、令和元年度においては、小学校の場合、平成27年度の約6倍となっております。</p> <p>認知件数が増加していることは、児童生徒間の些細なトラブルなど、これまで表面化していなかったいじめの芽や兆候を積極的に認知することを進めている結果であり、いじめ事案への早期対応、解決につながっていると考えられます。</p> <p>一方、いじめ事案への対応については、各学校で抱え込んでしまう場合や市町村教育委員会との連携が不十分な場合があり、初期対応、解決が遅れてしまう事例も見受けられます。</p> <p>いじめ・不登校総合対策センターでは、いじめの情報を受けてから、市町村教育委員会や学校と連携を図りつつ、解決に向けて対応しているところではありますが、各学校や教職員がいじめ事案を抱え込まないよう、学校内での教職員研修を充実させるなど、今まで以上にいじめ対応の周知徹底を図るとともに、市町村教育委員会を含めた連携、相談しやすい体制を構築すべきであります。</p> <p>また、教職員が把握しづらいSNSなどによるいじめ事例も増加しています。いじめに対する問題意識といじめを発見した時の解決策について、児童生徒が考えて行動ができるよう教育課題として取り組む必要があります。こうした対応について、学校現場が取り組む際の後押しとなる支援を検討すべきであります。</p>	<p>いじめ事案の対応について校内研修の充実を図るため、新たに、全校種の生徒指導担当等の教員を対象にした研修を行い、その職員が校内で伝達講習を行うとともに、研修動画資料を作成して校内研修で活用できるよう取組を進めていきます。</p> <p>また、生徒指導に係る市町村教育委員会との連絡会を定期的に開催し、いじめ対応のあり方について確認、徹底を図ります。また、これまで、学校がいじめを認知した後、市町村教育委員会と連携し対応する中で困難状況になった場合に市町村教育委員会がいじめ・不登校総合対策センターに相談する状況であったが、今後は、早い段階で市町村教育委員会がいじめ・不登校総合対策センターに相談するように働きかけていきます。</p> <p>児童生徒へのいじめに係る教育については、人権教育プログラムの普及や、SNSの適切な利用に関する啓発、いじめ防止啓発のための缶バッヂデザインコンクールの継続実施などにより、児童生徒が自ら考え行動できる力を育む取組を行い、いじめの未然防止につなげます。また、いじめを発見したときに児童生徒が相談しやすいよう、いじめ相談窓口を県内児童生徒に周知します。</p> <p>さらに、学校現場の学級力、組織力を高めるために、学級経営の方法や学校の教育相談体制充実に関する研修等も実施し、学校を支援していきます。</p>

3 職員の定員、現員調べ

(令和3年3月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		合計		備 考
	当該年度	2.4.1 現在	当該年度	2.4.1 現在	当該年度	2.4.1 現在	当該年度	2.4.1 現在	
定 員	7	7	0	0	0	0	7	7	
現 員	( ) 7	( ) 7	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 7	( ) 7	
過不足(△)	0	0	0	0	0	0	0	0	
臨時的任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計年度任用職員	17	17	0	0	0	0	17	17	ハートフルスペース指導員3(東部1、中部1、西部1)、ハートフルスペース支援コーディネーター3(東部1、中部1、西部1)、ハートフルスペースソーシャルワーカー1(東部)、専門指導員(ことば・発達)3(東部)、相談員(電話)2(東部)、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1(東部)、自宅学習支援員3(東部1、中部1、西部1)、事務補助1

4 役付職員の調べ

(令和3年3月1日現在)

職 名	氏 名	在職期間		備 考
		年	月	
センター長	岡本 修典	0	11	
次長	平山 晋治	2	11	
参事	(併)中島 洋一	0	11	出納員 教育センター総務課長
課長補佐	(併)坂本 貢一	1	11	教育センター課長補佐

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
不登校対策	4,556	600	0	0	3,956
将来ビジョン		—			
令和新時代創生戦略		—			
政策項目		—			

## ア 目的及び事業の実施状況

## (ア) 目的

- ・不登校の未然防止及び早期支援や不登校状態の児童生徒の学校復帰も含めた社会的自立を目指して、中学校(校区内の小学校へも対応)へのスクールカウンセラー配置等により、小・中学校の不登校児童生徒への継続した支援を行う。
- ・また、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を派遣できる体制を整備する。
- ・県内3箇所に設置している県教育支援センター「ハートフルスペース」において、義務教育修了後の高校不登校(傾向)生徒や中卒者、高校中途退学者の学校復帰や就労、社会参加に向けた支援を行う。
- ・学びの機会を失っている不登校児童を対象に、ICT等を活用した自宅学習支援を行い、学力補充や学校や社会への復帰の後押しを行う。

## (イ) 事業の実施状況

## (1) 不登校対策事業

## ◆スクールカウンセラー研修充実事業

- ・年2回の連絡協議会(各地区毎)を開催した。
- ・スクールカウンセラー対象の研修会については、新型コロナウイルス感染症による影響で、東部・中部は中止とし、西部のみ開催した。

## ◆臨床心理士の緊急支援体制の構築

- ・事故、被災等で緊急に特別な支援が必要となった際に臨床心理士を派遣する体制を整え、小学校(4校)中学校(5校)に臨床心理士を派遣した。(2月末時点)

## ◆人間力・組織力による不登校改善事業

- ・児童生徒理解に基づいた支援や学校における支援体制づくりの重要性について、児童自立支援施設長を講師として招聘し、学校教職員等を対象とした講演会を開催した。
- ・学級経営に係る研修資料を動画配信という形態で実施予定である。(3月)

## ◆学校生活適応支援員配置事業

- ・不登校に係る支援の必要性の高い公立18小学校に「学校生活適応支援員」(18人)を配置し、不登校等の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んだ。
- ・連絡協議会(年3回開催予定。本年度は新型コロナウイルス感染症による影響で、第1・2回を中止し、第3回目のみ開催)において、効果的な活用等に関する研修・情報交換等を行った。

## (2) 不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・県内3カ所の「ハートフルスペース」において、体験活動や心理相談、進路支援等を行った。
- 指導員が、相談者の状況に応じて体験活動や学習支援等を行った。
- カウンセラー(臨床心理士)が本人や保護者等の心理相談を実施した。
- ソーシャルワーカーが進路相談や就労等に向けた移行支援を行った。

## 【ハートフルスペース利用状況】

&lt;R2.12月末現在&gt;

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用人数	26	38	50	129	164	134	144
延支援回数	1,730	1,284	1,206	2,263	3,775	2,863	2,013

※H29年度から中・西部ハートフルスペースの相談回数、利用人数を含む

- ・カウンセリング、懇談、研修会等を通して保護者支援を行った。
- ・市町教育委員会設置の教育支援センター、高等学校等の学校関係機関を中心に訪問し周知するとともに、要支援対象者の実態把握を行った。

- ・高等学校、関係機関と連携をとりながら学校復帰や進路変更、就労等に向けた支援を行った。
- ・事業の充実や切れ目のない支援を図る目的から関係者との連絡会を実施した。
- ・情報発信の目的から通信「ビリーブ」を発行するとともにホームページの充実を図った。
- ・開所4年目となる中・西部ハートフルスペースの周知及び要支援対象者の実態把握を目的に、保健師、ソーシャルワーカー等の支援者へ対して周知活動を行った。
- ・保護者及び支援者を対象とした「子どもの育ちを支えるセミナー」を、新型コロナウイルス感染症による影響のため、東部・中部・西部の3会場において分散開催し、録画した動画を上映する形で実施した。
- ・教育支援センター及びフリースクールとの合同連絡会を開催し、相談者の支援及び活動の充実や各機関の連携を図ることができるよう、実践発表を行った。(2月)

### (3) 不登校児童生徒への自宅学習支援事業

- ・県内3か所の県教育支援センター(ハートフルスペース)に自宅学習支援員を配置し、学習支援及び保護者支援を行った。
- ・ICT教材を活用して国語、数学(算数)、英語の3教科を扱い、一人一人の学びの力に合わせた学習プログラムを提供した。
- ・利用者は、中学生27名、高校生年代7名の計34名だった。
- ・家庭での子どもへの関わり方についての助言や医療受診のつなぎなどを行い、保護者の悩みや不安に寄り添った支援を行った。

## イ 令和2年度の事業実施にあたり改善等に取り組んだ点

### (1) 不登校対策事業

- ・本県がめざす不登校に係る取組の在り方を示すとともに、児童生徒理解に基づいた支援などについて掲載した「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」を作成し、8月に県内のすべての学校に送付するとともに、本ガイドブックの内容を周知するため、学校訪問型研修や連絡協議会などで積極的に活用した。
- ・不登校支援を行う学校(教職員)を支援するため、不登校の対応等について学校(教職員)が相談できる窓口を設置した。

### (2) 不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・自宅が遠方であったり、保護者の送迎が困難であったりして、相談につながりにくいケースについて対応するため、市町村福祉担当課と連携を図りながら、その地域まで出向いて行う出張相談会を実施した。
- ・中学校卒業時や高校中退時に進路が未定である生徒への支援を進めるために、中学校や高等学校及び市町村教育委員会との連携を図った。

### (3) 不登校児童生徒への自宅学習支援事業

- ・前年度の取組において、進路に係る意識が高まる時期の生徒への支援がより有効であったことから、市町村教育委員会と連携し、中学3年生及び中学2年生を中心に支援を行った。

## ウ 成果及び効果

### (1) 不登校対策事業

- ・スクールカウンセラー及び教育相談担当教員を対象にした連絡協議会において、心理教育の充実に関する講義・実践発表・協議等を行い、心理教育の有効性を周知できた。
- ・緊急支援が必要な事案について臨床心理士等を派遣し、学校は迅速な対応をすることができた。
- ・学校における支援体制づくりについての講演会を行い、不登校のみならず課題を抱える児童生徒への組織的な支援について、児童生徒理解に基づいた進め方について周知し、アセスメントをした上でのプランニングの重要性についての考え方が進んだ。
- ・学校生活適応支援員を配置した小学校の多くは、実態に応じた適切な支援により不登校の出現率が低下し、全県と比較して不登校数の増加を抑えることができた。

(参考) 12月末現在の不登校児童数について

全県	: 221人(R1) ⇒	273人(R2)	※前年比約1.24倍
未配置校計	: 152人(R1) ⇒	194人(R2)	※前年比約1.28倍
配置校計	: 69人(R1) ⇒	79人(R2)	※前年比約1.14倍

(2) 不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・市町村福祉担当課等との連携により出張相談会へのニーズを把握し、開催地域が4カ所へと広がった。
- ・学校関係機関や関係支援機関との連携の中で、来所相談等につなげることができた。
- ・相談者に社会参加に向けた変化等が見られた。
  - 就労支援機関へのつながり、就労体験、アルバイト就労 等
  - 進学希望先の決定、受験のための準備 等
  - 指導員との交流の促進、集団活動への参加 等

(3) 不登校児童生徒への自宅学習支援事業

- ・日常生活リズムが整ったり、学習習慣が確立されたり、再登校につながったりするなどの変容が見られた。
- ・高校生年代の利用者が「高等学校卒業程度認定試験」に合格した。(1名)
- ・自宅学習支援員が保護者の子どもへの関わり方等の助言を行うことで、家庭における親子関係が改善したケースがあった。

エ 課題

(1) 不登校対策事業

- ・不登校児童生徒支援に係る教職員の指導力の向上を図る必要がある。
  - 不登校の理解と支援のためのガイドブック「あしたも、笑顔で」の更なる周知及び活用の促進を図る。
- ・校内における多様な支援(教室以外の学びの場の設置等)を拡充する必要がある。
  - 試行的に設置した「校内サポート教室」の効果検証を行い、より良い活用の在り方を検討する。

(2) 不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・ハートフルスペースへの通所が困難な支援対象者への訪問支援等をさらに充実させる必要がある。

(3) 不登校児童生徒への自宅学習支援事業

- ・不登校傾向にあり学習から遠ざかる中で不安が増してしまう児童生徒への支援についても本事業が有効となるケースがあり、市町村教育委員会・学校から情報を得ながら、支援を進めていく必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
いじめ防止対策推進事業	12,261	3,729	0	0	8,532
将来ビジョン		—			
令和新時代創生戦略		—			
政策項目		—			

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体と連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。

(イ) 事業の実施状況

「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」の開催	○いじめ問題の未然防止・早期発見及び不登校支援に関係する機関・団体の連携を図るため、鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会(※1)を開催(8月) ※1月開催予定にしていた2回目の本連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症による影響のため書面開催とした。
いじめ相談窓口の充実	○「いじめ110番」「いじめ相談専用メール」の夜間・休日に限り、相談電話業務を外部委託。 ○委託先との連絡会議の開催(毎月) ○県内の全児童生徒に「相談窓口紹介クリアファイル」を配布(7月) ○相談窓口関係機関連絡会議(※2)の開催(7月)
子どもの悩みサポートチーム支援事業	○いじめ問題等の解決のためにチーム支援を行う学校等に対して警察、児童相談所、その他の関係機関や専門家等を派遣。 利用件数：5件(2月末現在)
児童生徒のいじめ問題への主体的な取組の支援	○いじめ問題や仲間づくりについての作品を募集する「あったかい風をみんなで吹かそう缶バッジデザインコンクール」を実施 応募点数：2,266点
SNSを活用したいじめの通報システムの導入	○子どもたちがSOSを通報できる一方向のシステムを希望する学校に導入(令和2年度：県内公立中学校3校、県立高校7校)

(※1) 鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会

【目的】いじめ問題の未然防止・早期発見及び不登校支援に関係する機関及び団体の関係者により構成される連絡協議会を置き、これらの機関・団体の連携を図る。

【構成】県医師会、県弁護士会、県臨床心理士会、県社会福祉士会、不登校の親の会ネットワーク、フリースクール協議会、県PTA協議会、県高等学校PTA連合会、県特別支援学校PTA連合会、鳥取地方法務局、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長協会、県特別支援学校長会、私立中学高等学校長会、都市教育長会、町村教育長会、県人権局、県福祉保健部、県子育て・人財局、児童相談所、警察本部、県教育委員会(下線部は、令和2年度からの新規構成団体)

(※2) 相談窓口関係機関連絡会議

【目的】いじめ相談に関わる機関が情報交換・共有し、いじめ問題の早期の課題解決に向けて連携を図る。

【構成】鳥取地方法務局、知事部局関係課(人権局・人権同和対策課、家庭支援課、総合教育推進課)、県警察本部、県教育委員会事務局関係課(教育総務課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、いじめ・不登校総合対策センター)



イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・県内の不登校数が増加しているという状況を鑑み、令和2年度から「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」と名称を変更し、参画団体も増やし、機関・団体の連携強化を図った。
- ・県が令和元年9月に作成した「いじめ対応マニュアル」の周知を図るために、学校訪問型研修（以下、「出かけるセンター研修」という。）や教育センター主催の教職員研修において積極的に活用した。
- ・「SNSを活用したいじめの通報システム」の活用方法の多様化（無記名アンケートとして活用するなど）について連絡協議会で情報共有した。
- ・いじめ対応についての研修用動画資料を学校教育支援サイトに掲載して、校内研修での活用を促す。（3月中を予定）

ウ 成果及び効果

- ・出かけるセンター研修や教職員研修において、「いじめ対応マニュアル」を活用していじめ問題の適切な対応への周知を進めることができた。  
【いじめ対応マニュアルを活用した研修等】  
出かけるセンター研修（いじめ関係）4件  
中堅教諭等資質向上研修（小、中、高、特支）  
高等学校指導部連盟理事会（県立高校、県立特別支援学校、私立高校、高専）
- ・いじめの認知について、市町村教育委員会や学校との連携や、研修での周知により、児童生徒間の些細なトラブルなど、いじめの兆候を積極的に認知することが進んでいる。

エ 課題

- ・子どもの悩みサポートチーム支援事業のさらなる周知を図り、支援が必要な学校に対して活用を促すことが必要である。
- ・いじめ対応マニュアル等の現場への周知が進んでいるが、まだ十分とは言えないため、引き続き研修等での積極的な活用が必要である。
- ・いじめ事案について市町村教育委員会や学校と連携をして対応をしているが、各学校において対応に苦慮する場合や学校が市町村教育委員会との連携が不十分で解決が遅れてしまう事例もあった。早い段階でいじめ・不登校総合対策センターに相談できるような働きかけが必要である。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
教育相談事業	2,022	0	0	0	2,022
将来ビジョン		-			
令和新時代創生戦略		-			
政策項目		-			

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

学校生活上の問題、家庭教育上の問題、障がい又は発達上気がかりなこと等について、本人、保護者並びに教職員からの相談を受け、個々の状況に応じた指導・支援を行う。また、学校等に対して、支援方法についての有用な情報の提供及び支援体制作りについての指導・助言を行う。

(イ) 事業の実施状況

教育相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談(電話・来所・訪問・メール等)を受け、状況に応じて指導主事及び相談員が専門的な立場からの助言を行った。より適切な支援となるよう医療機関や福祉機関などの関連機関と連携を図った。</li> <li>教育相談事業について、広報リーフレット「教育相談道しるべ」の配布及びホームページでの情報発信を行い、保護者や教育関係者等への周知を図った。</li> <li>教職員向けの児童生徒理解の研修会に出向いて、教育相談理論や技法についての啓発を行った。</li> </ul>
専門指導員による相談・個別支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門指導員による幼児への教育相談、個別指導は、「言葉が少ない」「落ち着きがなく集中が続かない」「発音が不明瞭」といった主訴が多く、保護者の子育てに対する不安に寄り添いながら支援を行った。</li> </ul>
専門医による教育相談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談会(小児科医・精神科医9名による)を県内3ヶ所(東部23回・中部18回・西部10回)で実施し、医学的助言を受けて相談者の悩みや不安が解消されるように努めた。</li> </ul>

&lt;相談回数&gt;

【特別支援教育相談回数】

	H30年度	R1年度	R2年度 (12月末現在)
保・幼	648	552	468
小学校	105	100	47
中学校	51	41	35
高等学校	465	507	469
その他	444	87	4
合計	1,713	1,287	1,023

【一般教育相談回数】

	H30年度	R1年度	R2年度 (12月末現在)
保・幼	12	5	4
小学校	99	173	128
中学校	396	122	88
高等学校	801	954	521
その他	1,246	1,139	905
合計	2,554	2,393	1,646

※「その他」は、成人(本人)の相談者

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- 電話相談では、相談者の頑張りや労うとともに主訴解消につなげられるように心理学的理論に基づいた助言等を行った。
- 相談内容に合わせて、相談者が関係する機関へ直接介入(コンサルテーション)を行い、短期間で主訴解消につなげられるように努めた。

ウ 成果及び効果

- 不登校の相談では、保護者の心理的負担(子育てに対する不安や学校との関係性における行き詰まり感など)に対してカウンセリングを行い、保護者の自信の回復を図った。継続した心理的援助によって否定的な物事の捉え方に改善が見られた。
- 幼児の発達支援の相談では、理解がゆっくり、集中が続かない、集団に入れない、言葉が少ない、発音が不明瞭等の困り感のある幼児について、諸検査や観察等を用いて発達評価を行い、個別支援プログラムを作成し、月1回年間10~12回の支援によって、考える力、言葉の力、集中する力を育てた。利用幼児の9割以上に保護者が納得される発達促進が図られた。

エ 課題

- 子育ての悩みがある保護者に対して、主訴の解消に合わせて心理的援助が必要な事例が増え、関係機関との連携強化が必要である。

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
スクールソーシャルワーカー活用事業	42,633	14,144	0	0	28,489
将来ビジョン	-				
令和新時代創生戦略	-				
政策項目	-				

## (概要)

## ア 目的及び事業の実施状況

## (ア) 目的

- ・複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える課題への対応充実を図るために、社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を市町村教育委員会に配置（市町村事業への補助）するとともに、県において関係者との連絡協議会や育成研修を実施する。
- ・県にスーパーバイザーを配置し、新規のSSWに対し適切な援助や対応困難な事例に対するアドバイスや研修の企画をすることでSSW活用事業の効果的な実施とSSWの資質向上を図る。

## (イ) 事業の実施状況

SSWスーパーバイザーの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の取組やSSWの経験の差、対応困難な事例に対するスーパーバイズ体制を整えることを目的として、SSWスーパーバイザー1名をいじめ・不登校総合対策センターに配置した。</li> <li>【スーパーバイザーの業務】</li> <li>①校長会や管理職研修におけるSSWについての研修講師</li> <li>②事業活用自治体担当者への活用戦略についての助言</li> <li>③新任及び現任SSWへの基礎的な理論研修及び助言</li> <li>④連絡協議会(年2回)、育成研修(年3回)の企画立案への助言及び研修講師 ※育成研修については、新型コロナウイルス感染症による影響のため中止</li> <li>⑤対応困難な事例についての相談や適切な助言等</li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
県内のSSW活用事業実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は17市町村がSSW活用事業を実施した。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="8">令和2年度</th> <th colspan="8">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th></th> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th></th> <th>H26</th><th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米子市</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td></td> <td>岩美町</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>1</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>倉吉市</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td><td>6</td><td></td> <td>若桜町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>1</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>境港市</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>智頭町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>1</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>市計</td><td>6</td><td>6</td><td>7</td><td>7</td><td>9</td><td>10</td><td>12</td><td></td> <td>八頭町</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>1</td><td>1</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>三朝町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>湯梨浜町</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>鳥取立学校</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td></td> <td>琴浦町</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>鳥取緑風</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>北栄町</td><td></td><td></td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>1</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>鳥取湖陵</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>日吉津村</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>1</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>倉吉東</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>大山町</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>1</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>米子白鳳</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>南部町</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td></td> <td>2</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>境総合</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>伯耆町</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td></td> <td>3</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>白兎養護</td><td></td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>日南町</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td></td> <td>2</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>倉吉養護</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>日野町</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td></td> <td>2</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>県養護</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>江府町</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td> <td>1</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td><td>3</td><td>3</td><td>8</td><td>7</td><td>7</td><td>8</td><td>8</td><td></td> <td>町村合計</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>22</td><td>22</td><td>23</td><td>20</td><td></td> <td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度より鳥取市は中核市となり、県事業の対象ではない。</p>		令和2年度								令和3年度								令和4年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		H26	H27	米子市	3	2	3	3	5	5	5		岩美町	1	1	1	1	1	1	1		1	1	倉吉市	2	3	3	3	3	4	6		若桜町					1	1	1		1	1	境港市	1	1	1	1	1	1	1		智頭町					1	1	1		1	1	市計	6	6	7	7	9	10	12		八頭町			1	1	1	1	1		1	1										三朝町																				湯梨浜町			1	2	3	3	2				鳥取立学校	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		琴浦町	3	2	2	2	2	2	1				鳥取緑風	1	1	1	1	1	1	1		北栄町			0	1	1	1	1		1	1	鳥取湖陵			1	1	1	1	1		日吉津村				1	1	1	1		1	1	倉吉東	1	1	1	1	0	1	1		大山町	1	2	1	1	1	1	1		1	1	米子白鳳	1	1	1	1	1	1	1		南部町	2	2	2	2	2	2	2		2	2	境総合			1	1	1	1	1		伯耆町	4	4	4	4	4	4	4		3	3	白兎養護			1	0	1	1	1		日南町	2	2	2	2	2	2	2		2	2	倉吉養護			1	1	1	1	1		日野町		1	1	1	1	1	2		2	2	県養護			1	1	1	1	1		江府町	2	2	2	2	1	1	1		1	1	計	3	3	8	7	7	8	8		町村合計	15	16	17	22	22	23	20			
	令和2年度								令和3年度								令和4年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		H26	H27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
米子市	3	2	3	3	5	5	5		岩美町	1	1	1	1	1	1	1		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
倉吉市	2	3	3	3	3	4	6		若桜町					1	1	1		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
境港市	1	1	1	1	1	1	1		智頭町					1	1	1		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
市計	6	6	7	7	9	10	12		八頭町			1	1	1	1	1		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
									三朝町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
									湯梨浜町			1	2	3	3	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鳥取立学校	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		琴浦町	3	2	2	2	2	2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鳥取緑風	1	1	1	1	1	1	1		北栄町			0	1	1	1	1		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
鳥取湖陵			1	1	1	1	1		日吉津村				1	1	1	1		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
倉吉東	1	1	1	1	0	1	1		大山町	1	2	1	1	1	1	1		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
米子白鳳	1	1	1	1	1	1	1		南部町	2	2	2	2	2	2	2		2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
境総合			1	1	1	1	1		伯耆町	4	4	4	4	4	4	4		3	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
白兎養護			1	0	1	1	1		日南町	2	2	2	2	2	2	2		2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
倉吉養護			1	1	1	1	1		日野町		1	1	1	1	1	2		2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
県養護			1	1	1	1	1		江府町	2	2	2	2	1	1	1		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
計	3	3	8	7	7	8	8		町村合計	15	16	17	22	22	23	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
SSW連絡協議会(年2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SSW活用事業に係る県の方向性の確認、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況が子どもにおよぼす影響と虐待対応や未然防止、困窮家庭に対しての支援等について理解を深める。</li> <li>(参加者)市町村配置SSW及び担当指導主事(SSW未配置の自治体を含む)</li> <li>(開催方法)東中西部ごとに別日開催という形態で実施した</li> <li>※2回目は、担当指導主事のみを対象に市町村(学校組合)教育委員会生徒指導担当者会として開催した。</li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
SSW育成研修(当初計画:3日間6講座)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SSWの配置を拡充し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える課題への対応の充実を図るため、SSWに必要とされる社会福祉の専門的な知識や技能についての研修を実施し、その育成及び資質向上に資する。</li> <li>※新型コロナウイルス感染症による影響のため中止した。</li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

事業実施市町村への巡回訪問	・市町村の課題やSSW活用事業の戦略を共有するとともに、スーパーバイズ体制を整えた。
SSW資質向上研修 (当初計画：年6回) ※新型コロナウイルス感染症による影響のため本年度は3回実施	[現任SSW研修] ・SSWに必要とされる社会福祉の専門的な知識や技能、学校組織に対する理解などについて研修を実施した。(1回開催)  [新任SSW研修] ・スクールソーシャルワークの意義や、SSWに必要とされる基礎的な知識や技能について学ぶとともに、学校での役割について理解を深めた。(2回開催)

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・SSWへの適時、的確なスーパーバイズが行えるよう、SSWスーパーバイザーへの相談電話を開設した。 ※相談件数 162件(令和3年3月1日現在)
- ・県家庭支援課主催の研修において参加者(市町村の要保護児童対策調整機関の調整担当者等)に対してSSW活用事業について説明し、周知を行った。  
※参加者：各市町村要保護児童対策地域協議会事務局職員等

ウ 成果及び効果

SSWスーパーバイザーの配置	・SSWスーパーバイザーを配置したことで、以下のような成果があった。 ①SSW配置自治体へのSSW活用事業の方向性を周知 ②スクールソーシャルワークに係る研修実施による教育相談体制の整備・充実 ③新任SSWへのスーパーバイズ体制の充実 ④SSW活用事業の拡充に向けた組織の連携及び強化 ⑤相談電話の開設により、自治体配置のSSWから適時相談が行えたことによる、早期対応の実現、SSW個人スキルの向上
SSW連絡協議会	・新型コロナウイルス感染症による影響により子どもや保護者におよぼす課題や不安、学校の臨時休業中におけるSSWの活用や支援体制づくりに関する取組等について情報共有することで、児童生徒への支援を充実することができた。
現任SSW研修	・1回の開催で、29名の参加があり、アセスメントに基づいた支援デザインの描き方について演習等を通して実践的に学んだ。
新任SSW研修	・2回の開催で、のべ22名の参加があり、SSWに必要とされる基礎的な知識や技能について学んだ。

エ 課題

- ・SSW活用事業の充実と体制づくりには各自治体の意向(戦略)や市町村教育委員会の理解が必須であるので、各市町村の担当指導主事等への研修や意見交換等を市町村巡回訪問や連絡協議会等を通して積極的に行う必要がある。
- ・社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を持った者を確保するために、スクールソーシャルワーカーの職務等の理解促進を図る育成研修を開催しているが、有資格者の受講者数が少ないため周知の仕方等工夫する必要がある。

- |             |  |
|-------------|--|
| 6 決算資料      | 別途提出                                   |
| 7 事業別実施状況調べ | 別途提出                                   |
| 8 予備費の充用調べ  | 別途提出                                   |
| 9 繰越関係調べ    | 別途提出                                   |
| 10 収入証紙取扱調べ | <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 |
| 11 現金の取扱状況  |  |
| (1) 現金取扱状況  | 該当なし                                   |
| (2) つり銭の状況  | 該当なし                                   |

12 財産に関する調べ  
(1)公有財産  
ア 土地

(令和3年2月1日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況				差引		備考	
			面積(m <sup>2</sup> )	価額(円)	増減別	異動日	面積(m <sup>2</sup> )	価額(円)	増減理由	登記年月日		面積(m <sup>2</sup> )
行政財産	西部ハートフルスペース	米子市祇園町二丁目242-88	309.74	6,752,332	増加 減少	R R			R R	309.74	6,752,332	
計			309.74	6,752,332	増加 減少	R R	0	0	R R	309.74	6,752,332	0

イ 建物

(令和3年2月1日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況				差引		備考	
			面積(m <sup>2</sup> )	価額(円)	増減別	異動日	面積(m <sup>2</sup> )	価額(円)	増減理由	登記年月日		面積(m <sup>2</sup> )
行政財産	中部ハートフルスペース	倉吉市上井字橋ノ下503-1	350.00	5,166,000	増加 減少	R R			R R	350.00	5,166,000	
行政財産	西部ハートフルスペース	米子市祇園町二丁目242-88	98.21	0	増加 減少	R R			R R	98.21	0	
行政財産	西部ハートフルスペース(倉庫)	米子市祇園町二丁目242-88	5.21	0	増加 減少	R R			R R	5.21	0	
計			453.42	5,166,000	増加 減少	R R	0	0	R R	453.42	5,166,000	

- ウ 山林 該当なし
- エ 不動産売却等 該当なし
- オ 財産の交換 該当なし
- カ 不動産(船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機) 該当なし
- キ 物 権 該当なし
- ク 無体財産権(特許権、著作権、商標権、実用新案権等) 該当なし
- ケ 有価証券 該当なし
- コ 出資による権利 該当なし

(2)金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有  無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和3年2月1日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		差引き未使用枚数	備考
	購入枚数	使用枚数及び金額		
枚 110	枚 30	枚 22 42,420円	枚 118	

(3)基金

該当なし

(4)債権

該当なし

13 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

該当なし

イ 建物

該当なし

(2) 物品 (1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの) 該当なし

14 借受不動産明細調べ

該当なし

15 職員駐車場の管理状況調べ

該当なし

16 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

17 備品の処分状況調べ

該当なし

18 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 亡失、損傷の報告状況

有  無

(2) 物品確認の実施状況

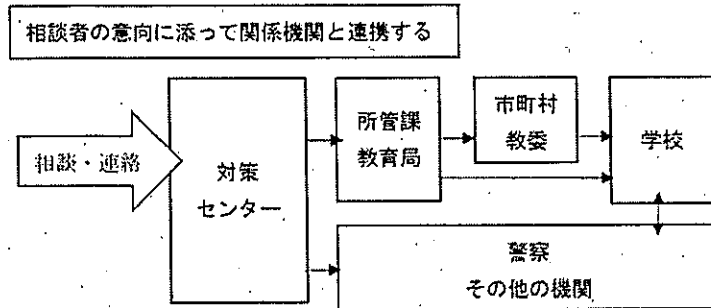
有  無

19 貸付金等状況調べ

該当なし

20 いじめについての連携・支援の流れ

(当センターや学校、関係機関に相談があった場合、各機関はどのように連携して支援を行っているか、流れ図等で記載すること。)



※解決に向けて、連携して対応する

21 県内のいじめの認知件数

(単位:件)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
小学校	270	301	517	1,432	1,611	
中学校	179	185	242	461	464	
高等学校	33	68	45	59	60	
特別支援学校	63	40	40	26	71	
計	545	594	844	1,978	2,206	
発生件数/千人(県)	8.7	9.6	13.8	32.6	36.9	
発生件数/千人(全国)	16.4	23.8	30.9	40.9	46.5	

※1 H27～R1は文部科学省調査による国・公・私立の確定値

※2 義務教育学校については、学年に応じて小学校又は中学校の件数に含んでいる。

(以下の各項目の数値についても同様である。)

22 いじめの解消状況(令和元年度)

(単位:件)

区分	解消している	解消に向けて取組中	他校への転学、退学等	計
小学校	1,267	191	9	1,467
中学校	366	71	1	438
高等学校	41	4	0	45
特別支援学校	58	12	0	70
計	1,732	278	10	2,020

※令和元年度内に起きたいじめの令和2年3月末の状況(文部科学省調査結果から)を記載している。

23 当センターへのいじめ相談の対応(令和2年度)

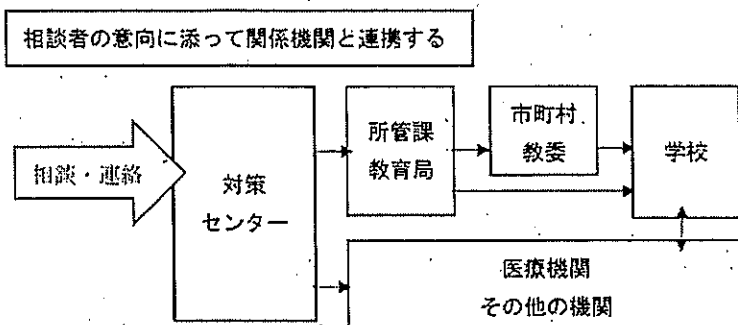
(単位:回)(令和2年12月31日現在)

相談方法	校種等							計(a)	(a)のうち相談のみ	(a)のうち関係機関と連携	(a)のうち他機関に紹介
	小	中	高	特支	その他	不明					
電話	24	12	24	0	4	2	66	58	8	0	
メール	1	0	4	0	0	0	5	5	0	0	
来所	2	0	2	0	0	0	4	4	0	0	
合計	27	12	30	0	4	2	75	67	8	0	



24 不登校についての連携・支援の流れ

(当センターや学校に相談があった場合、各機関はどのように連携して支援を行っているか、流れ図等で記載すること。)



※解決に向けて、連携して対応する

25 不登校児童生徒数

(単位:件)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
小学校	154	151	165	230	271	273
中学校	434	478	481	502	554	459
小中計	588	629	646	732	825	732
不登校児童生徒数/千人(県)	12.7	13.8	14.4	16.4	18.8	17.2
不登校児童生徒数/千人(全国)	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	
高等学校	207	266	289	264	217	
不登校生徒数/千人(県)	13.5	17.3	19.0	17.6	14.7	
不登校生徒数/千人(全国)	14.9	14.7	15.1	16.3	15.8	

※1 H27～R1は文部科学省調査による国・公・私立の確定値

※2 R2は独自調査による公立の数値(令和2年12月31日現在)

26 不登校児童生徒の変容状況(令和2年度)

(単位:件)

区 分	継続的に登校する(a)	断続的に登校する(b)	登校にチャレンジする(c)	a～cほどではないが、変容が見られる	再登校のきざしが見られない	計
小学校	30	75	28	50	90	273
中学校	68	90	54	120	127	459
高等学校						
計	98	165	82	170	217	732

※ 独自調査による公立の数値(令和2年12月31日現在)

27 当センターへの不登校相談の対応(令和2年度)

(単位:回) (令和2年12月31日現在)

相談方法	校種等							(a)のうち相談のみ	(a)のうち関係機関と連携	(a)のうち他機関に紹介
	小	中	高	特支	その他	不明	計(a)			
電話	37	27	218	0	10	2	294	286	8	0
メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
来所	11	29	155	0	0	0	195	194	1	0
合計	48	56	373	0	10	2	489	480	9	0

28 ハートフルスペースの利用状況(令和2年度)

<指導員対応>

(単位:件、回) (令和2年12月31日現在)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
通 室	件数	8	8	11	14	15	12	16	12	14				393
	回数	21	39	63	53	30	41	55	56	35				
家庭訪問	件数	0	3	3	2	1	5	3	4	6				34
	回数	0	3	6	2	1	6	3	4	9				
関係機関 訪 問	件数	0	5	5	7	3	11	13	13	11				79
	回数	0	6	5	10	4	14	14	15	11				
電話相談	件数	20	24	32	36	32	38	38	41	51				636
	回数	34	47	59	62	64	87	92	89	102				
来所相談	件数	11	11	17	24	9	20	17	25	24				289
	回数	16	21	39	49	25	39	23	35	42				
総利用件数	件数	27	37	42	47	37	47	51	56	70				

<ソーシャルワーカー対応…週8時間>

(単位:件、回) (令和2年12月31日現在)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所相談	件数	6	6	4	9	5	6	7	8	7				94
	回数	7	10	6	14	7	10	13	18	9				
家庭訪問	件数	0	1	1	0	0	1	2	1	1				7
	回数	0	1	1	0	0	1	2	1	1				
関係機関 訪 問	件数	0	0	1	3	2	2	4	4	2				28
	回数	0	0	3	4	2	4	5	7	3				
電話相談	件数	2	5	3	5	5	4	6	6	4				100
	回数	2	9	7	10	13	11	10	26	12				
総利用件数	件数	7	9	6	10	8	15	13	13	12				

<カウンセラー対応…週8時間>

(単位:件、回) (令和2年12月31日現在)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所相談	件数	14	11	17	20	16	13	15	18	16				232
	回数	17	20	26	34	27	25	29	29	25				
訪問相談	件数	1	0	1	1	1	2	1	1	2				11
	回数	2	0	1	1	1	2	1	1	2				
電話相談	件数	6	3	7	6	4	6	2	6	3				110
	回数	9	7	14	13	6	19	17	20	5				
総利用件数	件数	18	13	20	24	21	18	16	17	20				

※件数は実件数、回数は延回数。総利用件数は、その月の利用人数。

29 教育相談

(1) 相談受付の種類

- 教育相談窓口
  - ・電話相談（教育相談電話、LDホットライン）
  - ・来所相談
  - ・メール相談
- 教育支援センター「ハートフルスペース」
  - ・電話相談
  - ・来所相談
  - ・訪問相談
- 教育相談会（専門医による相談会）
- 専門指導員による指導及び相談

(2) 相談状況

ア 一般教育相談

(令和2年12月31日現在)

(単位:回)

主訴 校種	いじめ	不登校	就学・ 進学	卒業・ 進路	学習・ 指導法	学校 生活	情報 提供	養育・ 家庭生活	学校・ 教員	その他	計
幼児	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	4
小学校	16	42	0	0	4	30	0	23	10	3	128
中学校	0	60	1	1	2	12	1	8	3	0	88
高等学校	5	273	18	167	1	13	1	39	1	3	521
その他	3	12	75	503	0	7	1	93	0	211	905
計	24	388	94	671	7	63	3	165	14	217	1,646

イ 特別支援教育相談

(令和2年12月31日現在)

(単位:回)

主訴 校種	視覚 障がい	聴覚 障がい	言語 障がい	知的 障がい	肢体 不自由	病弱・ 虚弱	発達 障がい	自閉・ 情緒	重度・ 重複	計
幼児	0	1	278	93	0	0	96	0	0	468
小学校	0	0	0	1	0	1	44	1	0	47
中学校	0	0	0	0	0	0	35	0	0	35
高等学校	0	0	0	0	0	0	469	0	0	469
その他	0	0	0	0	0	1	3	0	0	4
計	0	1	278	94	0	2	647	1	0	1,023

○意見、要望等

- (1) 業務に関する意見、要望等 該当無し
- (2) 監査委員事務局に対する要望等 該当無し

令和2年度決算に係る

決算審査資料

令和3年6月

いじめ・不登校総合対策センター

6 決算資料

一般会計(歳入) (単位:円)

区分	科目	予算現額			収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	備考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額				
歳	教育手数料	0	0	0	650	0	0	
	教育費国庫補助 金	21,257,000	△ 2,313,000	0	28,835,000	0	0	
入	雑入	800,000	△ 800,000	0	0	0	0	
				0			0	
	合計	22,057,000	△ 3,113,000	0	28,835,650	0	0	
	合計	22,057,000	△ 3,113,000	0	28,835,650	0	0	

一般会計(歳出) (単位:円)

区分	科目	予算現額			支出済額の内訳		翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	備考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越額	支出済額 (決算額) B	本庁 出納機関			
歳	教育連絡調整費	71,601,000	△ 6,691,000	0	64,910,000	59,729,299	0	5,180,701	
					0	0		0	
出					0			0	
					0			0	
					0			0	
	合計	71,601,000	△ 6,691,000	0	64,910,000	59,729,299	0	5,180,701	

7 事業別実施状況調べ

(単位:円)

事業名	予算現額					支出済額 (決算額) B	翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	執行率 B/A	事業の計画と実績・成果・不用額の理由等
	当初予算額	補正予算額	繰越費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計 A					
(目 名) (主) 不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業	2,349,000	0		282,000	2,631,000	2,176,882		454,118	82.7%	主な事業に関する調べのとおり [流用増減] 不登校対策事業へ流用△20、教育相談事業から流用180、いじめ防止対策事業から流用121、スクールソーシャルワーカー活用事業から流用1
(主) いじめ防止対策推進事業	12,529,000	0		-197,000	12,332,000	11,318,137		1,013,863	91.8%	主な事業に関する調べのとおり [流用増減] 不登校対策事業へ流用△71、訪問支援・居場所づくり事業へ流用△121、スクールソーシャルワーカー活用事業へ流用△30、教育相談事業から流用25
(主) 教育相談事業	2,929,000	-800,000		-205,000	1,924,000	1,834,141		89,859	95.3%	主な事業に関する調べのとおり [流用増減] 訪問支援・居場所づくり事業へ流用△180、いじめ防止対策事業へ流用△25
(主) スクールソーシャルワーカー活用事業	48,412,000	-5,350,000		79,000	43,141,000	40,561,917		2,579,083	94.0%	主な事業に関する調べのとおり [流用増減] 訪問支援・居場所づくり事業へ流用△1、いじめ防止対策事業から流用30、自宅学習支援事業から流用50
(主) 不登校対策事業	878,000	0		91,000	969,000	541,555		427,445	55.9%	主な事業に関する調べのとおり [不用となった理由] 新型コロナウイルス感染症の影響により研修会を開催しなかったことによる特別旅費等の残 [流用増減内訳] 訪問支援・居場所づくり事業から流用20、いじめ防止対策事業から流用71
(主) 不登校児童生徒への自宅学習支援事業	3,323,000	-541,000		-50,000	2,732,000	2,250,802		481,198	82.4%	主な事業に関する調べのとおり [流用増減] スクールソーシャルワーカー活用事業へ流用△50
ネットパトロール事業	1,181,000				1,181,000	1,045,865		135,135	88.6%	インターネット上の掲示板、サイト等への県内の児童生徒の書き込みを巡視し、不適切な書き込み等を学校に情報提供した。 (委託先 NPO法人こども未来ネットワーク) 不適切な書き込み等の発見件数 3,868件 うち学校へ情報提供 29件
合 計	71,601,000	-6,691,000	0	0	64,910,000	59,729,299	0	5,180,701		

8 予備費の充用調べ

該当なし

9 繰越関係調べ

該当なし